

27消安第1290号
平成27年6月18日

一般社団法人 日本青果物輸入安全推進協会
会長 守谷 潤一 殿

農林水産省消費・安全局長



ペルー産ハス種のアボカドの生果実の輸入解禁に係る
植物検疫実施細則の制定について

今般、植物防疫法施行規則別表2の付表第60のペルーから発送されるハス種のアボカドの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成27年6月15日農林水産省告示第1517号）の施行に伴い、「ペルー産ハス種のアボカドの生果実に関する植物検疫実施細則」を別紙のとおり制定したのでお知らせします。

ついては、このことについて貴協会関係者への通知方お願いします。